改正後	改正前
［40～93　略］	［40～93　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二十八　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　略］		
2	削除	
［3～5　略］		
6	削除	
［7・8　略］		
9	削除	
［10～12　略］		
13	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　同左］		
2	(1)　宮城県伊具郡丸森町字松１ (566.00) (2)　宮城県伊具郡丸森町耕野字北山74―１ (223.00)	北緯37度54分40秒東経140度42分43秒の地点と北緯37度55分43秒東経140度38分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～5　同左］		
6	(1)　福島県いわき市三和町上三坂字水田255―５ (804.70) (2)　福島県石川郡古殿町大字諭田字中ノ町46―２ (634.40)	北緯37度09分17秒東経140度36分33秒の地点と北緯37度08分56秒東経140度33分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［7・8　同左］		
9	(1)　福島県白河市郭内１ (416.60) (2)　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字馬場坂５―154 (516.60)	北緯37度07分44秒東経140度12分45秒の地点と北緯37度06分55秒東経140度08分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［10～12　同左］		
13	(1)　福島県石川郡平田村大字上蓬田字橋本16―１ (548.40)	北緯37度13分23秒東経140度34分15秒の地点と北緯37度12分32秒東経140度34分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メート